

税金

所得税申告相談会場

湯浅税務署および吉備庁舎税務課では、申告書の記入方法などのご相談を3月15日(木)まで受け付けています。また、次の申告会場もご利用ください。

※吉備庁舎税務課と清水行政局住民福祉室では、期間中常時申告を受け付けています。

日程	場所
2月15日(木) 9時～16時	金屋文化保健センター3階 研修室1
2月16日(金) 9時～16時	金屋文化保健センター3階 研修室1
2月20日(火) 9時30分～16時	二川住民センター
2月25日(日) 9時～16時	吉備庁舎1階 税務課
3月5日(月) 9時30分～15時	清水行政局1階 住民福祉室

問 吉備庁舎税務課

確定申告期限

● 所得税および復興特別所得税の申告・納期限／3月15日(木)

● 個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納期限／4月2日(月)

● 贈与税の申告・納期限／3月15日(木)

問 湯浅税務署 ☎03-5351

振替納税をご利用ください

納税には、「振替納税」が便利で確実です。

● 所得税および復興特別所得税の振替日／4月20日(金)

● 個人事業者の消費税および地方消費税の振替日／4月25日(水)

問 湯浅税務署 ☎03-5351

お詫びと訂正

広報ありだがわ1月号の記事の中に、次のとおり誤りがありました。

19ページ「税理士による無料相談会」の中で、清水行政局での無料相談会開設日を2月10日(土)と表記しましたが、正しくは2月13日(火)です。

ここに訂正してお詫び申し上げます。

案内

平成30・31年度
小規模修繕等参加登録の
受け付け開始

有田川町が発注する少額で軽易な工事や修繕などを対象とする有田川町小規模修繕等参加登録申請の受け付けを行います。登録を希望する人は、申請要領に従って書類を提出してください。

現在登録中の場合も、平成30年3月までが有効期限となります。引き続き登録を希望される場合は、申請が必要です。

なお、有田川町入札参加資格登録申請要領(建設工事)に基づく登録を行っている場合は、申請することができません。

● 提出期間／随時

※郵送可

● 提出先／吉備庁舎総務課

● 申請書類／吉備庁舎総務課および清水行政局総務政策室で配布します。町ホームページからもダウンロードできます。

● 有効期限／登録日(平成32年3月31日)

問 吉備庁舎総務課

広告